

令和元年度（平成31年度）定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和元年9月15日

監査報告書に基づき措置を講じた事項について

種類 令和元年度（平成31年度） 定期監査（第1期）

期間 平成31年4月4日（木）～令和元年7月19日（金）

範囲 平成30年度における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

財務部・まちづくり推進部・市民福祉部・農林部・商工観光部・議会事務局・教育委員会事務局・消防署

施設名			措置を講じた事項
農 林 部	農業振興課	1 補助金事務 事業実績報告書において、決裁権者を誤っている。 2 契約事務 契約事務の検査調書において、財政課との合議を行っていない。	1・2 指摘後、速やかに改善した。 以降、関係例規の確認を徹底することとした。
	農林整備課	1 補助金事務 補助金に係る収支状況の詳細が不明なものがある。	1 団体から提出される実績報告書の詳細内容が分るよう指導した。
	食農推進課	1 契約事務 委託契約の検査調書において、財政課との合議を行っていない。	1 監査後に即時対応済み。また、各自、契約手順を再確認を行うとともに、決裁後の文書保存時に、漏れがないかチェック欄を設け確認するよう事務手順を改善した。
商 工 観 光 部	観光おもてなし課	1 補助金事務 (1) 交付決定において、決裁権者を誤っている。 (2) 事業実績報告書において、添付資料に不備がある。	1 (1) 今後は、「事務決裁規程」を十分に確認し、事務手続きをするように徹底していく。決裁権者の誤った個所は、訂正済み。 (2) 実績報告書が提出された際に、添付すべき資料を十分に確認していく。不備のあった資料については、対応済み。